

豊中市立青少年交流文化館いぶき事業における有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立青少年交流文化館いぶき（以下「いぶき」という。）が発行する印刷物等に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この要綱において広告を掲載する印刷物等（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 高校生パフォーマンスフェスタパンフレット
- (2) 高校生パフォーマンスフェスタポスター

(基本的な考え方)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

(広告掲載の募集)

第4条 広告媒体に広告の掲載を希望する者の募集は、市のホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の申込みをしようとする者は、広告掲載申込書（様式第1号）により、豊中市教育長（以下「教育長」という。）が定める申込期間内に、掲載しようとする広告の見本を添えて提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 社会教育課長は、第5条の規定による申込みがあったときは、第3条の規定に基づき広告内容を審査し、公共性等を加味したうえ広告掲載の可否を審査し決定するものとする。

2 社会教育課長は、前項の結果について広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。この場合において、広告内容の補正等の条件を付することができる。

(広告内容についての責任)

第7条 広告内容に関する一切の責任は、前条第2項の規定において広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）が負うものとし、教育長は一切の責任及び負担を負わないものとする。

2 広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、広告主は教育長に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとし、教育長は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(広告の掲載)

第 8 条 広告の掲載期間及び単位は、仕様書のとおりとし、広告掲載時期及び広告媒体内における広告の掲載場所は、教育長が指定する。

(広告原稿の提出)

第 9 条 広告主は、教育長の指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿を教育長に提出するものとする。

2 提出する広告の版下原稿は、教育長の指定する仕様とする。

3 広告の版下原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料等)

第 10 条 広告主は、広告掲載料を教育長が指定する納付書により、期日までに一括して納付しなければならない。

2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告が掲載できなくなったときは、この限りでない。

3 前項ただし書きの場合において、既納の広告掲載料を還付する場合は、広告主からの請求により行うものとし、請求日から起算して 60 日以内に支払うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第 11 条 広告主が次の各号のいずれかに該当するとき、教育長は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告が広告媒体の管理上の支障となるとき

(2) 第 6 条に基づき掲載可とした広告を正当な理由なく変更していたとき

(3) 教育長の指定する期日までに広告の版下原稿を提出しなかったとき、又は広告掲載料を納付しなかったとき

(4) 虚偽の申し込みをしたとき

(5) 広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等、当該広告主の広告を掲載することが不適当であると判断したとき

(6) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めたとき

(規程又は規範等の遵守)

第 12 条 次に掲げる規程又は規範等に違反し、又は違反するおそれのある広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 法律、政令、省令、条例その他の規程

(2) 業界・団体等の自主規制、規定

(3) その他社会的規範

(広告の範囲)

第 13 条 広告媒体に掲載する広告の範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(2) 児童又は青少年に悪影響を与えるおそれのあるもの

(3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの

(4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

- (5) 社会問題についての主義主張又は係争中の事件に関する声明広告
- (6) 個人又は法人の名刺広告又は意見広告
- (7) 社会状況・情勢等により広告掲載を自粛している業種・業者等の広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと教育長が認めるもの

(規制業種又は業者)

第14条 次に掲げる業種、業者等の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (2) タバコ
- (3) ギャンブルに係るもの
- (4) 貸金業法（平成18年法律第115号）第2条に規定する貸金業（いわゆる消費者金融、サラリーマン金融等）
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う業者
- (7) 占い又は運勢判断
- (8) 調査会社、探偵事務所、興信所等
- (9) 社会的な事件又は問題を引き起こしている業種又は業者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、その他反社会的団体又は特殊結社団体及びそれらの構成員が役員となっている業者若しくは個人
- (11) その事業を営むについて官公署等の免許、認可を必要とする場合は、その免許、認可等を受けていない業者（ただし、今後事業を営むことを周知する旨を目的とする場合は、必要な免許、許可を受けようとしている事実が確認でき、かつ、広告に必要な免許、許可を受けていないことを明確に表示すれば掲載できるものとする。）
- (12) 悪質な行為等により、過去5年度以内に行政機関又は公的機関から指名停止等の行政処分を受けた業者
- (13) 行政機関等からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (14) 債権取り立て、示談引き受け等をうたったもの
- (15) いわゆるマルチ商法等、連鎖販売取引を行う内容のもの
- (16) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に関するもの
- (17) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の業者
- (18) その他、教育長が適切でないと判断するもの

(広告の優先順位)

第15条 教育長は、前記の広告の範囲内で、別表に規定する広告主の順位に従って掲載の優先順位を決定する。

(掲載内容)

第16条 具体的な掲載内容は、次の各号に掲げる項目に留意して判断することとする。

- (1) 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- ① 他者の人権侵害、名誉毀損、信用棄損若しくは業務妨害となるおそれのあるもの又は差別を助長するもの
- ② 市の広告掲載業務の円滑な運営に支障をきたすもの
- ③ 国会、大阪府議会若しくは豊中市議会の議員又は各議会への立候補予定者の氏名が記載されたもの（記載される形式を問わない。）
- ④ 広告等の記事を訂正又は否定するもの
- ⑤ 著しく広告媒体の品位を損なう広告及び施設の調和を破るもの
- ⑥ 広告の目的が不明及び内容説明のあいまいな広告、もしくは暗号と思われる表現、記号、符号等のみで表示したもの
- ⑦ 行政執行に不利益を及ぼすもの
- ⑧ 国内外の皇室、王室又は元首もしくは大会、又は国際機関等の尊厳を傷つける恐れのあるもの
- ⑨ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）に規定する表示に該当すると認められるもの
- ⑩ 詐欺的なもの、又はマルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの
- ⑪ 商品先物取引に関するもの
- ⑫ 将来の利益を誇示し、又は元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関するもの
- ⑬ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- ⑭ 社会通念上、不適切と判断されるもの
- ⑮ 国内世論が大きく分かれているもの

（２）消費者保護の観点から次の点に留意し、適切でない広告は掲載しない。

- ① あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- ② 市民その他読者が不快感をもつもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 紛争が発生し、又は発生するおそれがある等、本市、市民その他読者が不利益を被るおそれのあるもの
- ④ 責任の所在又は内容若しくは表現が不明確なもの
- ⑤ 広告の内容に虚偽・誤認等、又はそのおそれのあるもの。この場合において誤認されるおそれがあるものとは、次に掲げるものをいう。
 - （ア）記事とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なもの
 - （イ）統計、文献、専門用語等を不正確に、又は自己に都合のよい部分だけを引用し、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの
 - （ウ）社会的に認められていない保証、賞又は資格等を使用して、広告内容を権威づけようとするもの
 - （エ）取引等に関し、表示すべき事項を明記せず、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの
 - （オ）他の商品、サービス等を比較対象としたもの
 - （カ）誇大な表現（誇大広告）
 - （キ）根拠のない表示又は誤認を招くような表現
 例：「他社より安い」、「市内で一番」、「高く買います」、「最高」、「最安」、

- 「業界トップレベル」、「価格破壊」、「採算を度外視」、「赤字覚悟」等
- (ク) 価格若しくは料金を主たる表示とするもの、又は価格若しくは料金を表示すること他者より優位又は有利であるような表現のもの
- (ケ) 射幸心又は投機心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス」、「早い者勝ち」、「残数わずか」、「高利回り」等
- (コ) 氏名、写真、談話および商標、著作物等無体財産権を有するものを無断で使用したもの

- (3) 青少年保護等の観点から、次のいずれかに該当する広告は掲載しない。
- ① 広告する商品、内容等とは無関係に、単に目立たせるための裸体姿等を表示しているもの
 - ② 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長する表現を含むもの
 - ③ 残酷な描写等、善良な風俗に反する表現を含むもの
 - ④ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - ⑤ ギャンブル等を肯定するもの
 - ⑥ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(表示基準)

第17条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、次の各号に掲げる項目について検討することとし、訂正・変更・削除等が必要と教育長が判断する場合は、広告主と協議することとする。

(1) 語学教室等

- ① 安易さ又は授業料・受講料の安さを強調する表現は、使用しない。
例：「一か月で確実にマスターできる」等
- ② 合格率等実績を記載する場合は、実績年も併せて表示する。
- ③ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(2) 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）

- ① 合格率等実績を記載する場合は、実績年も併せて表示する。
- ② 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
- ③ 教育や技術等の習得を主な目的とせず、習得後の収入を強調するようなものは掲載しない。
- ④ 卒業や終了後に就職や高い収入等を保証、確約するような表現は記載しない。
- ⑤ 学校、講習会、講座（通信講座を含む）、任意団体が与える国家公認以外の称号については、国家公認のものと誤認されない表示をする。なお、これらの広告については次の事項を表示する。
(ア) 広告主名称、所在地
(イ) 講習、講座の時間・場所・内容
(ウ) 受講料、テキスト代等の費用

(エ) 資格取得に要する費用、条件等

- ⑥ ⑤の内容が不相当と思われるものや、権威付けのための表示、誇大、希望期待の特典、将来の収入、身分を確約するようなものは掲載しない。

(3) 資格講座

- (ア) 民間の講習業者が、あたかも国家資格であるかのような名称で資格講座を設け、企業がそれを設置しなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。この場合において、次の主旨を明確に表示すること。

記載例：「この資格は国家資格ではありません。」

- (イ) 国家資格の講座において、その講座を受講するだけで資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。

記載例：「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- (ウ) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の販売や資金集めを目的としているものは、掲載しない。

- (エ) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表現は、使用しない。

(4) 病院・診療所・助産所

- (ア) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

- (イ) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。

- (ウ) 提供する医療の内容に関して、虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

- (エ) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。

- (オ) 掲載にマークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は、自由に用いることができない。

(5) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）

- (ア) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

- (イ) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

- (ウ) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できない。

(6) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

広告主が、その所在地を所管する地方自治体の薬務担当課において広告内容についての了解を得ること。広告主はその事実を確認できる書面等を教育長に提出しなければならない。

(7) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品等

広告主が、その所在地を所管する地方自治体の業務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。広告主はその事実を確認できる書面等を教育長に提出しなければならない。

(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する施設、サービス、その他高齢者福祉施設、サービス等

① サービス全般（老人保健施設を除く。）

(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

(イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、ホームページアドレス、担当者名に限る。

(ウ) 広告媒体の発行日時点で開設準備中等の理由により所管する自治体の許認可等を受けていない場合は、そのことを明確に表示すること。

例：「大阪府指定介護老人福祉施設申請準備中」等

(エ) その他、サービスを利用するに当たり、有利であると誤解を招くような表示はできない。 例：「豊中市事業受託事業者」等

② 有料老人ホーム

(ア) 前項に規定するもののほか、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成18年3月31日老発第0331002号厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項をすべて表示すること。

(イ) 所管自治体の指導に基づいたものであること。

(ウ) 広告媒体の発行日時点で開設準備中等の理由により所管する自治体の許認可等を受けていない場合は、そのことを明確に表示すること。

例：「大阪府指定介護保険特定施設申請準備中」等

(エ) 「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年4月2日公正取引委員会告示第3号）に規定する表示は掲載できない。

③ 有料老人ホーム等の紹介業

(ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、ホームページアドレス、担当者名に限る。

(イ) その他利用に当たり、有利であると誤解を招くような表示はできない。

(9) 不動産事業

① 不動産事業者に関する広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。

② 不動産売買又は賃貸に関する広告の場合は、取引態様、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。

③ 「不動産の表示に関する公正競争規約」（平成17年11月10日公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従うこと。

④ 契約を急がせる表示は、掲載しない。

例：「早い者勝ち」「残り戸数あとわずか」等

(10) 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内に限定する。

(11) 旅行業

- ① 登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。
- ② 不当表示に注意すること。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

(12) 雑誌・週刊誌等

- ① 適正な品位を保った広告であること。
- ② 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点において適正なものと一般的に認められるものであり、かつ、不快感を与えないこと。
- ③ 性犯罪を誘発又は助長するような表現（文言、写真）がないこと。
- ④ 広告の表示内容に人権又はプライバシーを不当に侵害するような表現がないこと。
- ⑤ 公の秩序や善良な風俗に反する表現がないこと。

(13) 映画・興業等

- ① 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を広告の表示内容としているものは掲載しない。
- ② 性に関する表現で、扇情的、露骨又はわいせつなものは掲載しない。
- ③ 青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- ④ 年齢制限等、一部規制を行うものは、その内容を表示すること。

(14) 質屋・チケット等再販売業

- ① 商品個々の相場、金額等の表示はしない。

例：「〇〇〇のバッグ50,000円」「航空券 大阪～那覇 15,000 円」など

- ② 有利さを誤認させるような表示はしない。

(15) 冠婚葬祭業

- ① サービスの相場、金額等を表示する場合は、その他にも費用が掛かる可能性があることを明示する。

例：「結婚式 800,000 円 ※ 写真撮影別途」、「家族葬 100,000 円 ※ その他費用を要する場合あり」など

- ② 有利さを誤認させるような表示はしない。

(16) 結婚相談所・交際紹介業

- ① 広告の内容については、サービス産業生産性協議会が定めた「結婚相手紹介サービス業認証制度に関するガイドライン」に基づいたものであること。
- ② 掲載内容は、サービス内容、料金、解約時の精算方法を明記すること。

(17) 人材募集等

- ① 人材募集に見せかけて、売春等違法行為の勧誘やあつ旋の疑いのあるものや、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- ② 誰にでも簡単に高収入が得られると誤解されるような表示はしない。
- ③ 雇用主や応募資格、勤務条件、給与、業種・職種、仕事の内容等を明確に表示すること。
- ④ 労働基準法、男女雇用機会均等法等関係法規を遵守していること。

(18) その他、表示について注意を要すること

① 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」など

② 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

③ 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨を明示すること。

例：「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります」など

④ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。この場合において、広告主の所在地及び連絡先の両方を明示すること。連絡先については原則固定電話とし、携帯電話又はPHSのみは認めない。法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

⑤ 宝石の販売

虚偽の表現に注意すること

例：「メーカー希望価格の50%引き」

※宝石には通常、メーカー希望価格はない

⑥ 個人輸入代行業などの個人営業広告

⑦ アルコール飲料

(ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」など

(イ) 飲酒を誘発する表現の禁止

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿など

⑧ 広告の切り取りを求めるもの

原則として掲載しない。ただし、当該広告を掲載しようとする場所の裏面も同一業者の広告を掲載できる場合は、この限りではない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）7月1日から施行する。

別表

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 1 | 国、独立行政法人及び地方公共団体その他の公共団体 |
| 2 | 民間企業のうち公共性の強いもの |
| (1) | 電気又はガス供給、電信電話、旅客運輸、新聞、放送等 |
| (2) | 市内に本店又は支店を有する銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合等 |
| 3 | 市内の商店街、市場又は専門店の連合体 |
| 4 | 市内の商店、事業所等 |
| 5 | 市内で活動する公益法人又は各種市民団体 |
| 6 | その他掲載基準を満たす広告 |

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 7 年（2025 年） 月 日

豊中市教育長 宛

申込者
所在地
事業者名
代表者名
担当者名
電話番号

広告掲載申込書

豊中市立青少年交流文化館いぶき事業における有料広告掲載取扱要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

1、広告を掲載する印刷物等の種別（番号を○で囲んでください）

- （1） 高校生パフォーマンスフェスタパンフレット
- （2） 高校生パフォーマンスフェスタポスター

2、広告原稿 別添のとおり

3、広告掲載料 金 円（うち消費税及び地方消費税相当額金 円）

4、その他（特記事項など）

豊教い第 号
令和7年（2025年） 月 日

様

豊中市教育長 岩元 義継

広告掲載決定通知書

令和7年（2025年）○月○日付けお申込みいただきました広告の掲載について、豊中市立青少年交流文化館いぶき事業における有料広告掲載取扱要綱第6条の規定に基づき審査の結果、下記のとおり掲載することを決定しましたので、お知らせします。

つきましては、下記により手続きをお願いします。

記

1. 広告媒体の種別及び規格等

- （1）広告媒体
- （2）規格等

2. 広告掲載料

- （1）広告掲載料 金 円（うち消費税及び地方消費税相当額金 円）
- （2）納入期限 令和7年（2025年） 月 日
- （3）納入方法 同封の納付書により、お支払いください。

3. 広告の内容

別添広告原稿のとおり

4. 版下原稿の提出

- （1）提出方法 デジタルデータ
- （2）提出期限 令和7年（2025年） 月 日
- （3）提出先 豊中市立青少年交流文化館いぶき

（お問合せ先）
豊中市立青少年交流文化館いぶき
06-6866-3030

様式第3号（第6条関係）

豊教い第 号
令和7年（2025年） 月 日

様

豊中市教育長 岩元 義継

広告非掲載決定通知書

令和7年（2025年）〇月〇日付けお申込みいただきました広告の掲載について、豊中市立青少年交流文化館いぶき事業における有料広告掲載取扱要綱第6条の規定に基づき審査の結果、下記の理由により掲載できないことを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 申し込まれた広告

2. 掲載できない理由

（お問合せ先）
豊中市立青少年交流文化館いぶき
06-6866-3030